

京都市告示第132号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成30年6月8日から平成31年2月28日まで、株式会社アクティブケイを京都市公金収納受託者として、円山コンサートの入場券販売代金の徴収及び収納事務を委託します。

平成30年6月8日

京都市長 門川 大作

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)